

山形県リサイクル製品認定制度

認 定 基 準

1	全品目共通基準（品目別基準のない品目を含む。）	1
2	品目別基準	
(1)	床下調湿材	2
(2)	汚泥肥料	2
(3)	特殊肥料	3
(4)	土壌改良資材	4
(5)	緑化基盤材	5
(6)	グラウンド用白線材	5
(7)	木質ペレット	5
(8)	舗装用アスファルト混合物（ガラスくず）	6
(9)	舗装用アスファルト混合物（溶融スラグ）	7
(10)	プレキャストコンクリート製品（ガラスくず）	8
(11)	プレキャストコンクリート製品（溶融スラグ）	9
(12)	プレキャストコンクリート製品（フライアッシュ）	10
(13)	フライアッシュ砕石	11
(14)	瓦再生砕石	11
(15)	外構用植生ブロック（廃瓦）	11
(16)	園芸・外構用植生チップ（廃瓦）	12
(17)	家畜（豚）用飼料	12
(18)	プラスチック製食品容器	12
(19)	プラスチック製資材	12
(20)	トイレトーパー	12
(21)	オフィス用イス	12
(22)	木製食品容器	13

適用日 令和2年4月1日

山形県環境エネルギー一部循環型社会推進課

【 この基準の取扱いについて 】

- 1 山形県リサイクル製品の認定においては、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱に定めるほか、この基準の次のすべての項目に適合するものを認定します。
 - 「1 全品目共通基準（品目別基準のない品目を含む。）」
 - 「2 品目別基準」のうち当該製品が該当するもの
 - ※1 ただし、製品の用途の多様性や特殊性に注目する観点から、審査に必要な資料（性能及び安全性等）を添付して申請されたものについては、この基準に基づかずに審査するものとします。
 - ※2 「1 全品目共通基準」及び「2 品目別基準」のどちらにも記載がある項目については、「2 品目別基準」が優先されます。
- 2 この基準の適用日は、令和2年4月1日です。この日以降において、認定申請があったもの及び届け出なければならないとされている変更が生じたものに適用されます。

1 全品目共通基準（品目別基準のない品目を含む。）

① 循環資源の利用率について

- ア リサイクル製品の製造において、投入される循環資源量を全投入量で除したもの（循環資源利用率）が、原則的に質量分率で50%以上であること。
- イ 投入される循環資源量のうち、原則的に質量分率で50%以上が山形県内産であること。

② 製品の品質・性能等について

- ア 当該製品の品質・性能及び安全性がJIS（日本産業規格）又は業界規格に適合するものであること。
- イ 規格がない場合には、循環資源を利用しない製品と比較し同等以上であり、申請者において設定した品質基準を満たすこと。また、当該製品の品質・性能に関する管理体制が整備されていること。
- ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第10条により県が定めた山形県環境物品等調達基本方針に掲げる特定調達品目に該当する製品にあっては、その判断の基準を満たすこと。また、公共工事の対象資材については、県が定める仕様書で示す規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものであること。

③ 製品の安全性について

製品に含まれる物質が土壌に溶出する可能性のある場合には、その物質ごとに、「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）」に適合すること。ただし、品目別基準で他の基準値を示している場合には、この限りではない。

また、SDS（安全データシート）が提供されている原材料を使用する場合には、SDSの写しを添付すること。

2 品目別基準

(1) 床下調湿材

① 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

製品に含まれる物質が土壤に溶出する可能性のある場合には、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。

また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

② 原材料に建築解体木材を含めないこと。

③ 循環資源利用率（質量分率） 循環資源量が原材料の全量の100%であること。

(2) 汚泥肥料

① 肥料取締法に基づく登録があること。

② 肥料取締法に基づく生産業者保証票の表示があること。

③ 肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格への適合

④ 山形県環境物品等調達基本方針への適合

特定調達品目：〔園芸資材〕下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）

※当該品目に該当する場合には、以下に適合すること。

- ・有機物の含有率（乾物） 35%以上
- ・炭素窒素比 20 以下
- ・pH 8.5 以下
- ・水分 50%以下
- ・窒素全量（現物） 0.8%以上
- ・りん酸全量（現物） 1.0%以上
- ・アルカリ分（現物） 15%以下 ※ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合は、この限りでない。

⑤ 植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）

⑥ 放射性物質に係る基準への適合（製品本体の放射性物質測定試験による。）

農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準に適合していること。

(3) 特殊肥料

- ① 肥料取締法に基づく届出があること。
- ② 肥料取締法に基づく表示があること。
- ③ 地力増進法に基づく表示があること。 ※地力増進法施行令で定める種類に該当する場合に適用すること。
- ④ 山形県環境物品等調達基本方針への適合
特定調達品目：〔園芸資材〕 バークたい肥
※当該品目に該当する場合には、以下に適合すること。
 - ・有機物の含有率（乾物） 70%以上
 - ・炭素窒素比 35 以下
 - ・陽イオン交換容量（乾物） 70meq/100g以上
 - ・pH 5.5～7.5
 - ・水分 55～65%
 - ・植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）
 - ・窒素全量（現物） 0.5%以上
 - ・りん酸全量（現物） 0.2%以上
 - ・加里全量（現物） 0.1%以上
- ⑤ 植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）
- ⑥ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- ⑦ 放射性物質に係る基準への適合（製品本体の放射性物質測定試験による。）
農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準に適合していること。

(4) 土壌改良資材

- ① 地力増進法に基づく表示があること。 ※地力増進法施行令で定める種類に該当する場合に適用すること。
- ② 肥料取締法に基づく届出があること。 ※肥料取締法で定める特殊肥料に該当する場合に適用すること。
- ③ 肥料取締法に基づく表示があること。 ※肥料取締法で定める特殊肥料に該当する場合に適用すること。
- ④ 山形県環境物品等調達基本方針への適合
特定調達品目：〔園芸資材〕 バークたい肥
※当該品目に該当する場合には、以下に適合すること。
 - ・有機物の含有率（乾物） 70%以上
 - ・炭素窒素比 35 以下
 - ・陽イオン交換容量（乾物） 70meq/100g以上
 - ・pH 5.5～7.5
 - ・水分 55～65%
 - ・植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）
 - ・窒素全量（現物） 0.5%以上
 - ・りん酸全量（現物） 0.2%以上
 - ・加里全量（現物） 0.1%以上
- ⑤ 植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）
- ⑥ 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- ⑦ 放射性物質に係る基準への適合（製品本体の放射性物質測定試験による。）
農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準に適合していること。

(5) 緑化基盤材

- ① 関連する業界規格等への適合
- ② 植物に対する生育阻害その他異常が認められないこと。（「植物に対する害に関する栽培試験の方法」（昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知）に基づく試験成績による。）
- ③ 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

(6) グラウンド用白線材

- ① 関連する業界規格等への適合
- ② 山形県環境物品等調達基本方針への適合
特定調達品目：〔文具類〕グラウンド用白線
・再生材料が原材料の全量の質量分率で70%以上利用されていること。
- ③ 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

(7) 木質ペレット

- ① 関連する業界規格等への適合
- ② 放射性物質に係る基準への適合（製品本体の放射性物質測定試験による。）
林野庁が発出した『木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（平成24年11月2日24林政利第70号）』に基づく放射性物質濃度の指標値に適合していること。
- ③ 原材料に建築解体木材を含めないこと。
- ④ 循環資源利用率（質量分率）
循環資源量が原材料の全量の100%であること。

(8) 舗装用アスファルト混合物（ガラスくず）

① 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合

※（ ）書きは試験方法

- ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）
- ・骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110）
- ・骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）
- ・粗骨材の形状試験（舗装調査・試験法便覧[2]-45）
- ・フィラーの粒度試験（JIS A 5008）
- ・フィラーの水分試験（JIS A 5008）
- ・フィラーの塑性指数試験（JIS A 1205） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーのフロー試験（舗装調査・試験法便覧[2]-65） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーの水浸膨張試験（舗装調査・試験法便覧[2]-59） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーの剥離抵抗性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-61） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・製鋼スラグの水浸膨張性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-77）
- ・製鋼スラグの密度及び吸水率試験（JIS A 1110）
- ・粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121）
- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122）
- ・針入度試験（JIS K 2207）
- ・軟化点試験（JIS K 2207）
- ・伸度試験（JIS K 2207）
- ・トルエン可溶分試験（JIS K 2207）
- ・引火点試験（JIS K 2265）
- ・薄膜加熱試験（JIS K 2207）
- ・蒸発後の針入度比試験（JIS K 2207）
- ・密度試験（JIS K 2207）
- ・高温動粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-180）
- ・60℃粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-192）
- ・タフネス・テナシティ試験（舗装調査・試験法便覧[2]-244）

② 山形県環境物品等調達基本方針への適合

特定調達品目：〔アスファルト混合物〕再生加熱アスファルト混合物

- ・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

③ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

④ 循環資源利用率（質量分率）

ガラスくずが原材料の全量の10%程度であること。

(9) 舗装用アスファルト混合物（溶融スラグ）

① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合

・一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ（JIS A 5032）

② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合

※（ ）書きは試験方法

- ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）
- ・骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110）
- ・骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）
- ・粗骨材の形状試験（舗装調査・試験法便覧[2]-45）
- ・フィラーの粒度試験（JIS A 5008）
- ・フィラーの水分試験（JIS A 5008）
- ・フィラーの塑性指数試験（JIS A 1205） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーのフロー試験（舗装調査・試験法便覧[2]-65） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーの水浸膨張試験（舗装調査・試験法便覧[2]-59） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・フィラーの剥離抵抗性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-61） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用すること。
- ・製鋼スラグの水浸膨張性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-77）
- ・製鋼スラグの密度及び吸水率試験（JIS A 1110）
- ・粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121）
- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122）
- ・針入度試験（JIS K 2207）
- ・軟化点試験（JIS K 2207）
- ・伸度試験（JIS K 2207）
- ・トルエン可溶分試験（JIS K 2207）
- ・引火点試験（JIS K 2265）
- ・薄膜加熱試験（JIS K 2207）
- ・蒸発後の針入度比試験（JIS K 2207）
- ・密度試験（JIS K 2207）
- ・高温動粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-180）
- ・60℃粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-192）
- ・タフネス・テナシティ試験（舗装調査・試験法便覧[2]-244）

③ 山形県環境物品等調達基本方針への適合

特定調達品目：〔アスファルト混合物〕再生加熱アスファルト混合物

・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

④ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

⑤ 循環資源利用率（質量分率）

溶融スラグが骨材の5%以上であること。

(10) プレキャストコンクリート製品（ガラスくず）

① JIS（日本産業規格）に基づくに基づく次の規格への適合

- ・プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則（JIS A 5361）
- ・プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則（JIS A 5364）
- ・プレキャストコンクリート製品－検査方法通則（JIS A 5365）
- ・プレキャスト無筋コンクリート製品（JIS A 5371）
- ・プレキャスト鉄筋コンクリート製品（JIS A 5372）
- ・プレキャストプレストレストコンクリート製品（JIS A 5373）
- ・建築用コンクリートブロック（JIS A 5406）
- ・下水道用マンホールふた（JIS A 5506）
- ・インターロッキングブロック（JASS 7 M-101）

② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合

※（ ）書きは試験方法

- ・アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）
- ・コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）
- ・コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）
- ・コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）
- ・コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）
- ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）
- ・骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）
- ・砂の有機不純物試験（JIS A 1105）
- ・骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）
- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）
- ・セメントの物理試験（JIS R 5201）
- ・セメントの化学分析（JIS R 5202）
- ・コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）
- ・練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）
- ・鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）

③ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

④ 循環資源利用率（質量分率）

ガラスくずが原材料の全量の10%程度であること。

(11) プレキャストコンクリート製品（溶融スラグ）

① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合

- ・一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材（JIS A 5031）
- ・プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則（JIS A 5361）
- ・プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則（JIS A 5364）
- ・プレキャストコンクリート製品－検査方法通則（JIS A 5365）
- ・プレキャスト無筋コンクリート製品（JIS A 5371）
- ・プレキャスト鉄筋コンクリート製品（JIS A 5372）
- ・プレキャストプレストレストコンクリート製品（JIS A 5373）
- ・建築用コンクリートブロック（JIS A 5406）
- ・下水道用マンホールふた（JIS A 5506）
- ・インターロッキングブロック（JASS 7 M-101）

② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合

※（ ）書きは試験方法

- ・アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）
- ・コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）
- ・コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）
- ・コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）
- ・コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）
- ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）
- ・骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）
- ・砂の有機不純物試験（JIS A 1105）
- ・骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）
- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）
- ・セメントの物理試験（JIS R 5201）
- ・セメントの化学分析（JIS R 5202）
- ・コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）
- ・練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）
- ・鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）

③ 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

④ 循環資源利用率（質量分率）

溶融スラグが細骨材の10%以上であること。

(12) プレキャストコンクリート製品（フライアッシュ）

① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合

- ・プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則（JIS A 5361）
- ・プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則（JIS A 5364）
- ・プレキャストコンクリート製品－検査方法通則（JIS A 5365）
- ・プレキャスト無筋コンクリート製品（JIS A 5371）
- ・プレキャスト鉄筋コンクリート製品（JIS A 5372）
- ・プレキャストプレストレストコンクリート製品（JIS A 5373）
- ・建築用コンクリートブロック（JIS A 5406）
- ・下水道用マンホールふた（JIS A 5506）
- ・インターロッキングブロック（JASS 7 M-101）
- ・コンクリート用フライアッシュ（JIS A 6201）

② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合

※（ ）書きは試験方法

- ・アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）
- ・コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）
- ・コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）
- ・コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）
- ・コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）
- ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）
- ・粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）
- ・骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）
- ・砂の有機不純物試験（JIS A 1105）
- ・骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）
- ・硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）
- ・セメントの物理試験（JIS R 5201）
- ・セメントの化学分析（JIS R 5202）
- ・コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）
- ・練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）
- ・鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）

④ 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。ただし、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

⑤ 循環資源利用率（質量分率）

フライアッシュがセメントとフライアッシュの合計量の10%以上であること。

(13) フライアッシュ砕石

- ① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合
 - ・道路用砕石（JIS A 5001）
- ② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合
 - ※（ ）書きは試験方法
 - ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）
 - ・骨材のすりへり試験（JIS A 1121）
 - ・土の液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205）
 - ・修正CBR試験（舗装調査・試験法便覧[4]-5）
- ③ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

(14) 瓦再生砕石

- ① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合
 - ・道路用砕石（JIS A 5001）
- ② 山形県土木工事共通仕様書に基づく次の試験項目に係る同仕様書の規格値への適合
 - ※（ ）書きは試験方法
 - ・骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）
 - 骨材のすりへり試験（JIS A 1121）
 - 土の液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205）
 - 修正CBR試験（舗装調査・試験法便覧[4]-5）
- ③ 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

(15) 外構用植生ブロック（廃瓦）

- ① 土壤環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

(16) 園芸・外構用植生チップ（廃瓦）

- ① 土壌環境基準への適合（製品本体の重金属等有害物溶出試験による。）
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- ② 循環資源利用率（質量分率）
廃瓦が原材料の全量の100%であること。

(17) 家畜（豚）用飼料

- ① 飼料安全法に基づく登録があること。
- ② 飼料安全法に係る公定規格への適合

(18) プラスチック製食品容器

- ① 食品衛生法における食品、添加剤等の規格基準への適合（製品本体の材質試験による。）
- ② 食品衛生法における食品、添加剤等の規格基準への適合（製品本体の溶出試験による。）

(19) プラスチック製資材

- ① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合
 - ・再生プラスチック製の棒、板及びくい（JIS K 6931）

(20) トイレットペーパー

- ① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合
 - ・トイレットペーパー（JIS P 4501）
- ② 山形県環境物品等調達基本方針への適合
特定調達品目：〔トイレットペーパー〕
 - ・古紙パルプ配合率が100%であること。

(21) オフィス用イス

- ① JIS（日本産業規格）に基づく次の規格への適合
 - ・オフィス用イス（JIS S 1032）
- ② 家庭用品品質表示法に基づく表示があること。

(22) 木製食品容器

- ① 食品衛生法における食品、添加剤等の規格基準への適合（製品本体の材質試験による。）
- ② 食品衛生法における食品、添加剤等の規格基準への適合（製品本体の溶出試験による。）
- ③ 家庭用品品質表示法に基づく表示があること。
- ④ 原材料に建築解体木材を含めないこと。